

厚生労働省は、施設を退所した若者などに対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業)の充実に努めている(第3章第3節1カ「施設退所児童等の自立支援策の推進」も参照)。

4 子供の貧困問題への対応

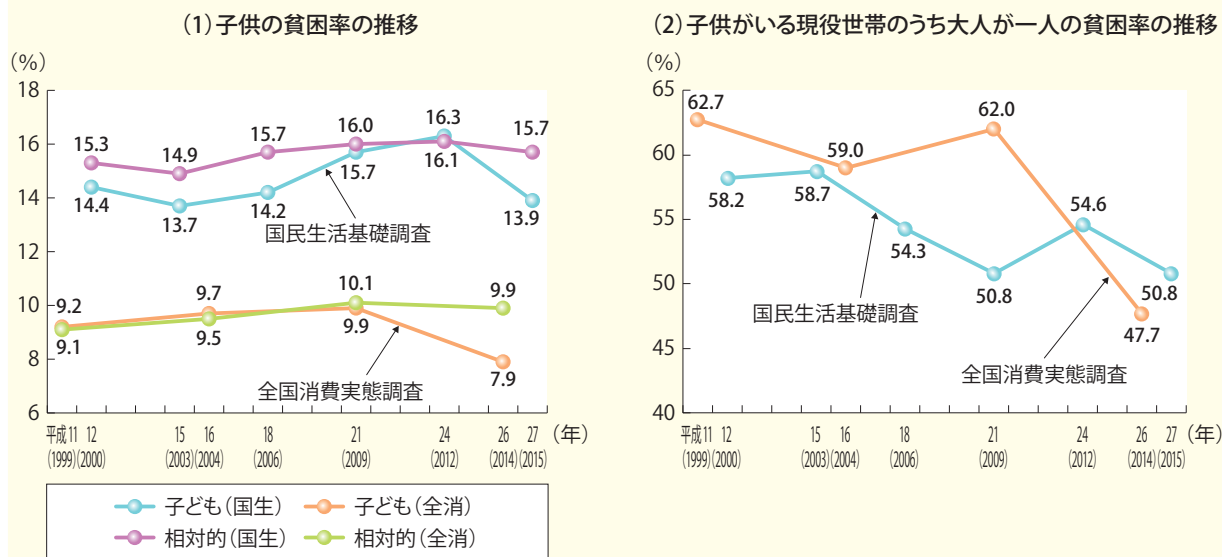
子供の貧困率及び子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率の直近値は低下しているものの、特に、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は高い水準にある(第3-32図)。児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合に近年大きな変化はみられないが(第3-33図)、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の大学進学率も低い状況にある(第3-34表)。家庭の経済状況等によって、子供や若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められている。

子供の貧困問題への対応については、平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平25法64)が成立し、これを受け、政府において、子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進してきた。

これらを踏まえ、令和元(2019)年6月、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令元法41)が成立した。

法改正の趣旨や幅広く関係者から意見聴取を行った子供の貧困対策に関する有識者会議における提言等を踏まえ、政府は、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。(コラム5参照)

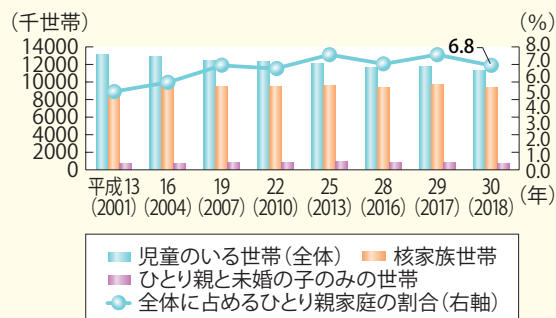
第3-32図 子供の貧困率



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

第3-33図 児童のいる世帯の状況

◆児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合に近年大きな変化はみられない。



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」
(注) 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

第3-34表 ひとり親家庭の現状

◆ひとり親家庭の平均所得は、他の児童のいる世帯と比べて大きく下回っており、子供の大学進学率が低い。

(1) 児童のいる世帯の1世帯当たりの平均所得 (平成29年)
(万円)

夫婦と未婚の子のみの世帯	761.1
ひとり親と未婚の子のみの世帯	324.5

(2) ひとり親家庭の子供の進学率

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	95.9%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(出典) ひとり親家庭：「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年度)、全世帯：「学校基本調査」(平成29年度)を基に算出。
(注) 1. 「ひとり親家庭」において、「高校等」とは、高等学校、高等専門学校を、「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校をいう。
2. 「全世帯」において、「高校等」とは、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を、「大学等」とは、大学、短期大学、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科、専修学校(高等課程を除く)、各種学校をいう。

なお、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)等で示された方針に基づき、第198回国会に提出された「大学等における修学の支援に関する法律」(令元法6)が令和元年5月に成立し公布された。

同法に基づき、令和2(2020)年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を行う、高等教育の修学支援新制度を実施している。

COLUMN
No.5

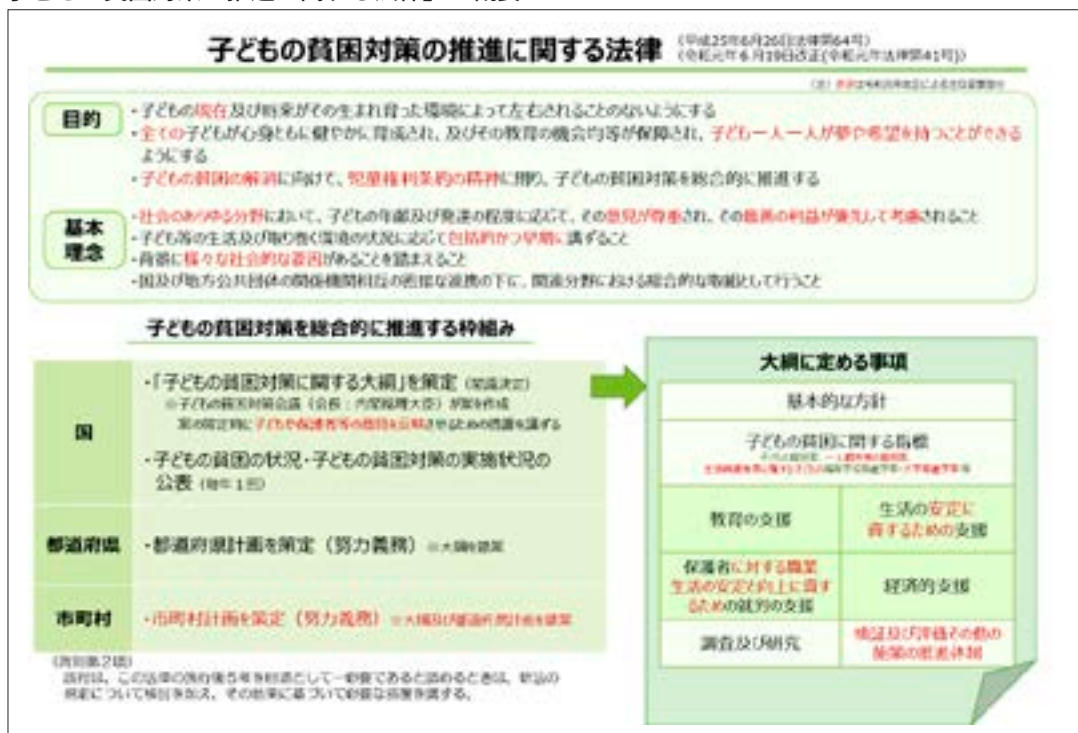
新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定について

1. 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定の背景

①「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

令和元（2019）年6月、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の概要



②子供の貧困対策に関する有識者会議における提言

政府においては、平成30（2018）年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、平成30年12月から、有識者会議において6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行いながら、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと

や子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

2. 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

これらの、法改正の趣旨や有識者会議における提言を踏まえ、以下を主な内容とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年11月に閣議決定された。

(1) 目的・理念

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施していくことを規定した。

(2) 基本の方針

- ・親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
 - ・支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進
 - ・地方公共団体による取組の充実
- 等を分野横断的な基本方針として定めた。

(3) 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、前大綱に定めた25の指標を39に拡充した。

(4) 指標の改善に向けた重点施策等

子供の貧困に関する指標の改善に向け、

- ・教育の支援として、高校中退の予防のための取組や、高校中退後の支援、大学等進学に対する教育機会の提供等
- ・生活の安定に資するための支援として、親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援や保護者の生活支援等
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援として、ひとり親に対する就労支援等
- ・経済的支援として、児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施や養育費の確保の推進等を進めることとしている。また、施策の推進体制として、地方公共団体における施策推進への支援や官公民の連携・協働プロジェクトである子供の未来応援国民運動を更に進めることとしている。

「子供の貧困対策に関する大綱」の概要

子供の貧困対策に関する大綱（概要）		
I 目的・理念 ○ 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。		
II 基本的な方針 ○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○ 地方公共団体による取組の充実 など	III 子供の貧困に関する指標 ○ 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率 ○ 高等教育の給付支援制度の利用者数 ○ 食料又は衣類が買えない経験 ○ 子供の貧困率 ○ ひとり親世帯の貧困率 など、39の指標	IV 指標の改善に向けた重点施策 教育の支援 ○ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ○ 地域に関わった子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校連携・運営体制の構築 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、専門職等が適切な役割、職能等のための研修等 ○ 高等学校等における給付支援のための支援 ・高校や大学の子供のための取組、高校や大学の支援 ○ 大学等進学に対する教育機会の提供 ○ 特に配慮を要する子供への支援 ○ 教育費負担の軽減 ○ 地域における学習支援等 生活の安定に関するための支援 ○ 職業生活の安定と向上のための支援 ・雇用上の支援、職業と家族が安心して両立できる働き手の支援 ○ ひとり親に対する経済的支援 ○ ひとり親世帯を含む困難世帯等への経済的支援 経済的支援 ○ 児童手当・児童扶養手当制度の適正な実施 ○ 保育費の確保の推進 ○ 教育費負担の軽減 施策の推進体制等 <子供の貧困に関する調査研究等> ○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○ 地方公共団体による実態把握の支援 <協働の推進体制等> ○ 国における推進体制 ○ 地域における推進体制への支援 ○ 官民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ○ 協働の実証実験等の検証・評価 ○ 大綱の見直し

「子供の貧困対策に関する大綱」に記載された39の指標

子供の貧困に関する指標	
【教育の支援】 ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (H26年度) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 4.1% (H26年度) ○ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 30.0% (H26年度) ○ 児童養護施設の子供の進学率 ・中学校卒業後 95.0% (H26年度) ・高等学校等卒業後 30.0% (H26年度) ○ ひとり親家庭の子供の就学率(保育所・幼稚園等) 91.7% (H26年度) ○ ひとり親家庭の子供の進学率 ・中学校卒業後 95.9% (H26年度) ・高等学校等卒業後 50.0% (H26年度) ○ 全国の子供の高等学校中進学率 1.4% (H26年度) ○ 全国の子供の高等学校中進学率 40,594人 (H26年度) ○ スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 ・小学校 50.0% (H26年度) ・中学校 50.4% (H26年度) ○ スクールカウンセラーの配備率 ・小学校 67.0% (H26年度) ・中学校 89.0% (H26年度) ○ 給付支援制度に関する認知状況 65.0% (H26年度) ○ 新入学生や新生児子育て等の入学支援の実施状況 ・小学校 47.0% (H26年度) ・中学校 66.0% (H26年度) ○ 高等教育の給付支援制度の利用者数 ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専門学校	【生活の安定に関するための支援】 ○ 電気、ガス、水道料金の未払い経験 ・ひとり親世帯 (H26年度) 電気料金 14.0% ガス料金 17.0% 水道料金 10.0% ・子供がある世帯 (H26年度) 電気料金 6.0% ガス料金 8.2% 水道料金 6.0% ○ 食料又は衣類が買えない経験 ・ひとり親世帯 (H26年度) 食料が買えない経験 34.0% (H26年度) (H25年度) (H24年度) (H23年度) (H22年度) 衣類が買えない経験 28.7% (H26年度) (H25年度) (H24年度) (H23年度) (H22年度) ・子供がある世帯 (H26年度) 食料が買えない経験 16.0% (H26年度) (H25年度) (H24年度) (H23年度) (H22年度) 衣類が買えない経験 20.0% (H26年度) (H25年度) (H24年度) (H23年度) (H22年度) ○ 子供がある世帯の世帯内で頼る人がいないと答えた人の割合 ・ひとり親世帯 (H26年度) 重要な事情の経過 8.0% いざというときの資金の援助 20.0% ・等価可処分所得第1～第十位位 (H26年度) 重要な事情の経過 7.0% いざというときの資金の援助 20.4%
【保護者に対する職業生活の安定と向上に関するための経済的支援】 ○ ひとり親家庭の親の就業率 ・母子世帯 80.0% (H26年度) ・父子世帯 88.1% (H26年度) ○ ひとり親家庭の親の正規の職种・従業員割合 ・母子世帯 44.4% (H26年度) ・父子世帯 69.4% (H26年度)	【経済的支援】 ○ 子供の貧困率 ・国民生活意識調査 13.0% (H26年度) ・全国消費実態調査 7.0% (H26年度) ○ ひとり親世帯の貧困率 ・国民生活意識調査 60.0% (H26年度) ・全国消費実態調査 47.7% (H26年度) ○ ひとり親家庭のうち養育費についての取組め済んでいる割合 ・母子世帯 42.0% (H26年度) ・父子世帯 20.0% (H26年度) ○ ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 ・母子世帯 69.0% (H26年度) ・父子世帯 90.0% (H26年度)

※数字は制式に定められた指標

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

ア 教育の支援（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減に取り組んでいる。

初等中等教育段階においては、次の取組を行っている。

- ・幼稚園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公立私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っていたが、幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から施行したことに伴い、同補助事業は同年9月末をもって発展的に解消し、国立の幼稚園や特別支援学校幼稚部を含めた内閣府所管の新たな給付制度に一元化された。

- ・経済的理由により小学校・中学校への就学

が困難と認められる子供の保護者に対して、各市町村が学用品の給与などの就学援助を行っている（第3-35図）。要保護児童生徒の保護者への援助については、令和元年度から「修学旅行費」及び「新入学児童生徒学用品費等」の国庫補助単価の引き上げを行うとともに、「卒業アルバム代等」の費目新設を行った。また、令和2（2020）年度においても、中学校の「新入学児童生徒学用品費等」の単価を引き上げる等、引き続き拡充を図っている。

- ・高校生等に対しては、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給している。また、非課税世帯及び生活保護世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業の支援を行っており、令和元年度は非課税世帯への給付額の増額を行った。令和2年度においては、私立高等学校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するとともに、高校等専攻科の生徒への修学支援制度を新たに創設した。

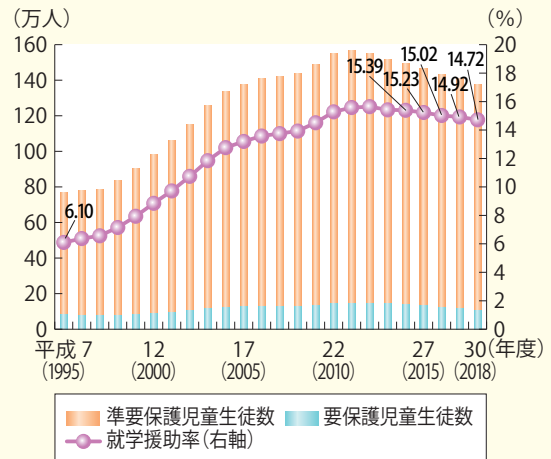
また、高等教育段階における取組としては、意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。特に大学等奨学金事業については、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29（2017）年度に給付型奨学金の創設・先行実施とともに、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現した。令和元年度においては、平成30（2018）年度に本格実施した給付型奨学金制度と、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与を引き続き着実に実施した。

さらに、全ての子供が集う場である学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、

- ・家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制の充実

第3-35図 小学生・中学生に対する就学援助の状況

◆就学援助率は6年連続で減少しているが、その割合は7人に1人程度で高止まりしている。



(出典) 文部科学省「平成30年度就学援助実施状況等調査」

- (注) 1. 学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。
2. ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める要保護・準要保護児童生徒数の割合。

- ・福祉部局等との連携を図るスクールソーシャルワーカーの配置の充実や貧困対策のための重点配置（第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」参照）

等に取り組んでいる。

さらに、地域の教育資源を活用した子供の貧困対策として、

- ・保護者に対する学習機会や情報提供、相談対応等を行う家庭教育支援の充実
- ・学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とする原則無料の学習支援（地域未来塾）の拡充
- ・高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進（第3章第2節1(4)「高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援」参照）

等に取り組んでいる。

厚生労働省は、平成27（2015）年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平25法105）に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業を制度化し、貧困の連鎖の防止のための取組を強化してきた。この制度化により、学習面の支援はもちろんのこと、子供の居場所づくり・日常生活の支援や家庭訪問、進路相談、親への養育支援など、各自自治体において地域の実情に応じ、創意工夫をこらした支援事業が実施されている。

さらに、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平30法44）により改正された「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成31年（2019）4月1日から、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。

イ 生活の安定に資するための支援（厚生労働省）

厚生労働省では、平成28（2016）年度から、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、必要に応じて、他の機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制をとっている。

また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭39法129）等に基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開するほか、放課後児童クラブ等終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり等を行っている。

さらに、生活困窮家庭の親に対し、上述した生活困窮者自立支援法に基づき、就労の前段階の支援や家計改善等の支援を実施している。令和2（2020）年度からは、若年妊婦へのアウトリーチやSNSを活用した相談支援等を実施する。

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（厚生労働省）

厚生労働省では、令和元（2019）年度において、自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、これらの養成課程を受講する者について、支給上限額を最大80万円に引き上げた。また、高等職業訓練促進給付金について、修学の最後の1年間は、月額4万円を加算して支給するとともに、資格取得のために4年の修学が必要となる者等について、支給期間の上限を3年から4年に拡充した。

エ 住宅の支援（国土交通省）

国土交通省は、ひとり親世帯・多子世帯等の子供を育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、公的賃貸住宅の建替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組への支援を実施している。また、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅

セーフティネット制度において、セーフティネット住宅の登録推進を図るとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。さらに、令和元（2019）年度から、民間事業者による子育てや多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組に対しても支援を行っている。

オ 経済的支援（厚生労働省、法務省）

厚生労働省は、児童扶養手当の支払回数について、令和元（2019）年11月から、従来の年3回から年6回に増やしている。

また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、子供の修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行っている。

未婚のひとり親に対して、死別・離別のひとり親に対する税制上の控除と同様の措置を講ずることとした（令和2（2020）年分以後の所得税、令和3（2021）年度分以後の個人住民税について適用）。

令和元年の「民事執行法」（昭54法4）の改正により、債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、現行の財産開示手続の申立権者の範囲が拡大され、債務者の不出頭等に対する罰則が強化されるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設された。この改正は、養育費の履行確保に資するものといえる。

カ 調査研究等（内閣府）

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。令和元（2019）年11月に閣議決定した新たな「子供の貧困対策に関する大綱」においては、今後の対策推進に資するよう、子供の貧困の実態等を把握するための調査研究や、子供の貧困に関する指標に関する研究等を実施することとされている。令和元年度は、内閣府において、各地域において適切に実態を把握できるよう、子供の貧困に関する実態調査について、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行った。

キ 官公民の連携した取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行うNPO等に対する支援等が挙げられる。

このうち、「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、令和元（2019）年度末時点で約12億3,700万円の寄付が寄せられ、これまで3回にわたり、子供たちに寄り添った活動を行う延べ236のNPO法人等に支援を行い、令和2（2020）年1月には第4回支援として、公募に申請のあった352団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、97団体を選定し、同年4月からの活動に支援金を交付することが決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方自治体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、子供の貧困対策についての計画の策定、関係行政機関、企業、NPO等との地域ネットワークを形成するための取組を支援している。

COLUMN
No.6各地で広がる多様な草の根支援
～「子供の未来応援基金」等を活用した民間団体の取組～

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせないなか、政府は官公民の連携・協働プロジェクトを推進している。その一環として、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」では、全国各地域において実施されている様々な取組を支援している。

本コラムでは、こうした地域における子供の貧困対策に取り組んでいる団体を紹介する。

(1) フードバンク福岡「未来を生きる子どもを応援するフードバンク活動」

「特定非営利活動法人フードバンク福岡」では、企業や農家、個人などから食品の提供を受け、食品を必要としている福祉施設や個人に届けることで、食品ロスの削減と生活困窮者の支援を行っている。

同法人の特徴的な取組として、小・中学生に対する朝食サポートや部活動後の補食支援が挙げられる。実施にあたっては学校と連携し、各学校のニーズに合わせて食品の種類・量を増やすなど柔軟に対応しており、学校長や食品提供団体などにアンケート調査を行うことでニーズや支援の効果を検証するなどして、より良い支援の在り方を模索している。

加えて、児童相談所と連携して活動するスクールソーシャルワーカーや、福岡市こども未来局、子供食堂・子供の居場所、無料学習塾などとも情報共有を行い、困難を有する子供に対する支援の架け橋の役割も担っている。

令和元（2019）年10月には、民間企業と協力し、福岡市東区にあるショッピングモール内に新たな食品受け渡し場所として「下原ベース」をオープンした。同法人の雪田千春理事長によれば「スーパーでの買い物という日常生活のすぐそばに常設拠点を整備したことでフードバンクの活動が見えやすくなり、市民の方の参加や行政・企業との連携が取りやすくなる」という。同地区は子供食堂の数が多いことから支援ニーズが高いということもあり、さらなる活動の広がりが期待される。



（常設拠点「下原ベース」）

(2) 学校教育開発研究所「子ども及び家族の心と学びの支援」

「公益社団法人学校教育開発研究所」が運営する「ほっとスペースAISES」では生活保護世帯等を対象に心理的援助を切り口にしたサービスを低額で展開している。例えば、学校にうまくなじめていない傾向が見られる子供・若者やその保護者を対象に低額でカウンセリングサービスを提供するとともに、学習支援においては「わかる」ことに重点をおいた学習カウンセリングと併せ適切な対人関係を形成するためのトレーニング（ソーシャル・スキル・トレーニング）を実施



（ほっとスペースAISESでの学習支援）

するなどしている。子供だけでなく、保護者からも「以前は“わからない＝パニックもしくは放置”でしたが、今は（子供が）自分で落ち着いて考え次の行動を決めることができるようになってきている」と肯定的な声が届いている。

また、同研究所では、母子生活支援施設等への訪問型学習支援などを通じて、福祉施設等と積極的に連携しながら「支援者の支援」にも力を入れている。同研究所によれば「困難を抱える子供との関わりには専門的な知識やスキルが求められ、施設職員の負担感が多大となっている状況の中、訪問型学習支援は職員の徒労感減少にも寄与している。」という。

ここでは特徴的な2つの取組を紹介したが、貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、全ての子供が夢や希望を持てる社会を実現するためには、一人ひとりが問題に対して関心を持つきっかけが広がっていくことが重要である。今回紹介した取組以外にも様々な団体や個人が日々尽力しており、そういった関係者の努力に日頃から目を向けてもらえれば幸いである。

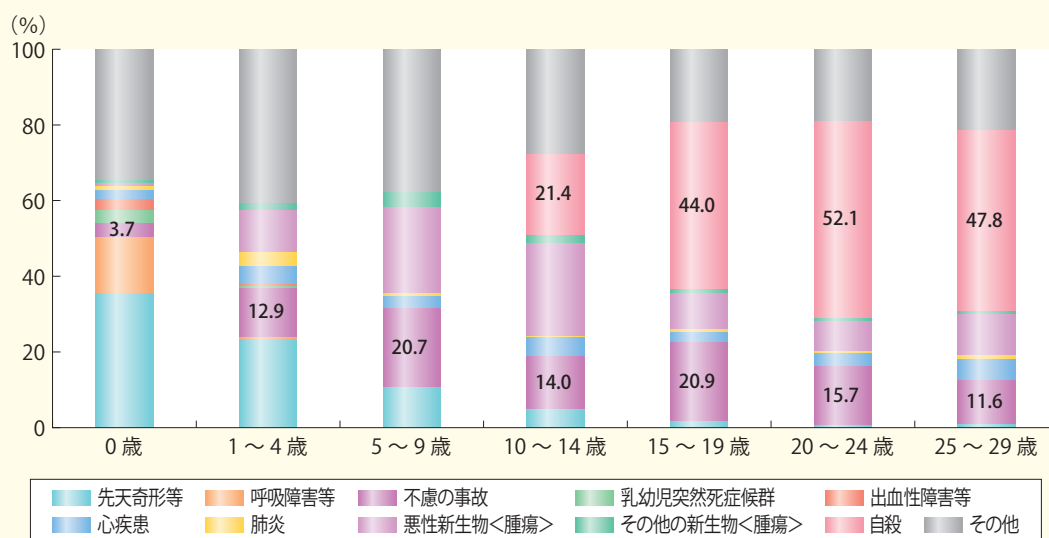
5 特に配慮が必要な子供・若者の支援

(1) 自殺対策（文部科学省、厚生労働省）

30歳未満の若者の平成30（2018）年の死因をみると、10歳以上で自殺が一定の割合を占めるようになり、20歳代では約半数となっている（第3-36図）。また、自殺者について、厚生労働省・警察庁「令和元年中における自殺の状況」（令和2年3月）によると、令和元（2019）年、30歳未満の自殺者数は2,776人に上る。原因をみると「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「進路に関する悩み」、「学業不振」や「親子不和」が挙げられている（第3-37図）。近年、自殺者数は減少しているものの、若年層の自殺対策は依然として課題である。

第3-36図 30歳未満の死因（構成比 平成30年）

◆20歳代の若者の死因の約半数は自殺である。

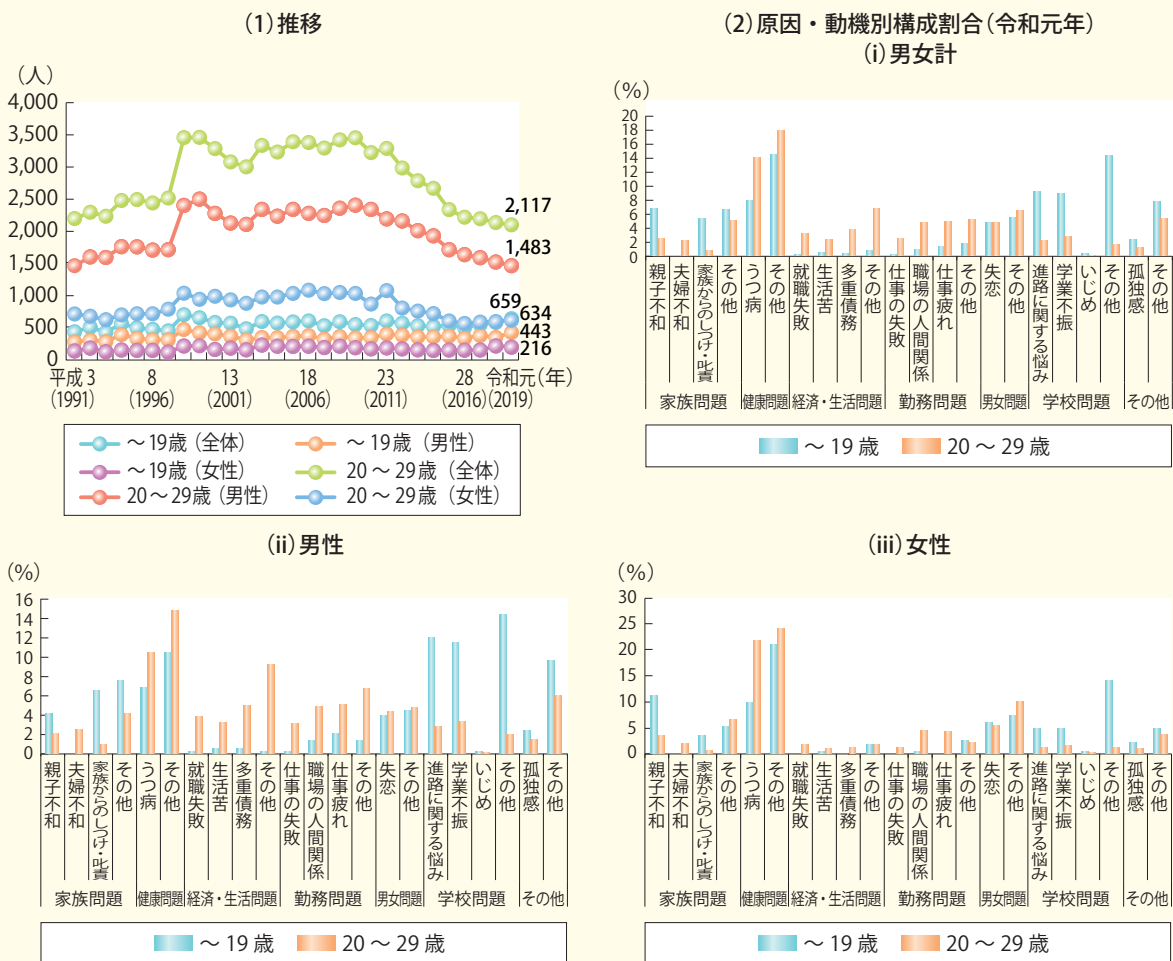


（出典）厚生労働省「人口動態統計」

（注）「先天奇形等」は「先天奇形、変形及び染色体異常」を、「呼吸障害等」は「周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」を、「出血性障害等」は「胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害」を、「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」を、省略している。

第3-37図 自殺者の状況

- ◆ 20～29歳の自殺者数は、このところ減少傾向にある。
- ◆ 原因をみると、「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「進路に関する悩み」、「学業不振」や「親子不和」が挙げられる。



(資料) 厚生労働省・警察庁「令和元年中における自殺の状況」
 (注) (2) の原因・動機は、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに特定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上したものの。

政府では、「自殺対策基本法」(平18法85)に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺総合対策大綱に基づき各種施策が実施されている。

平成29(2017)年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、重点施策の一つとして、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが掲げられた。具体的な対策として、「いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」、「学生・生徒等への支援の充実」、「SOSの出し方に関する教育の推進」などが挙げられている。特に若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、ICTを活用した若者へのアウトリーチ策の強化をはじめ、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した支援策に係る情報提供の強化などにも取り組んでいる。

また、平成30年3月からは、広く若者一般を対象とするSNSを活用した相談事業を実施し、平成31(2019)年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業(チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業)ガイドライン」を公表した。SNS相談については、相談の「入口」として有効であるものの、現実的な支援に向けて地域の社会資源へ円滑につないでいく必要があり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関などの地域の相談支援機関との連携を

図っている。

児童生徒の自殺予防のための取組として、文部科学省では、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。平成26（2014）年度には、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について審議のまとめを作成し、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、長期休業（夏・冬・春休み）明けに児童生徒の自殺が多く発生していることを受け、長期休業前、期間中、終了前における見守り等を各学校に依頼している。

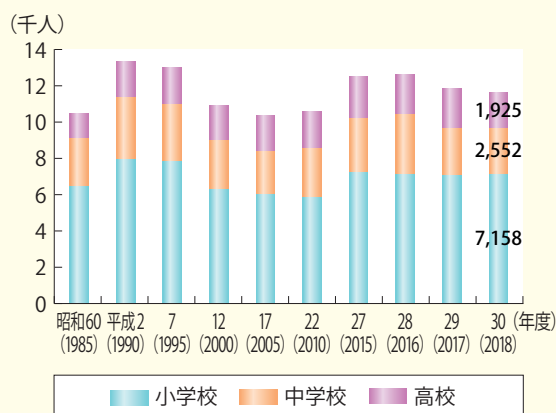
さらに、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実など教育相談体制の充実を図っている（第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」を参照）。

（2）外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等（文部科学省）

帰国児童生徒の人数は、平成30（2018）年度、小・中・高等学校等合わせて11,635人であった（第3-38図）。また、日本語指導が必要な外国人の子供は、平成20（2008）年度を境に減少していたが、平成26（2014）年度以降再び増加しており、ポルトガル語や中国語を母語とする者が多くなっている（第3-39図）。このような子供たちが、就学の機会を逸することのないよう、就学支援が重要である。

第3-38図 帰国児童生徒数

◆平成30年度の帰国児童生徒数は、小・中・高等学校等合わせて11,635人であった。



（出典）文部科学省「学校基本統計」

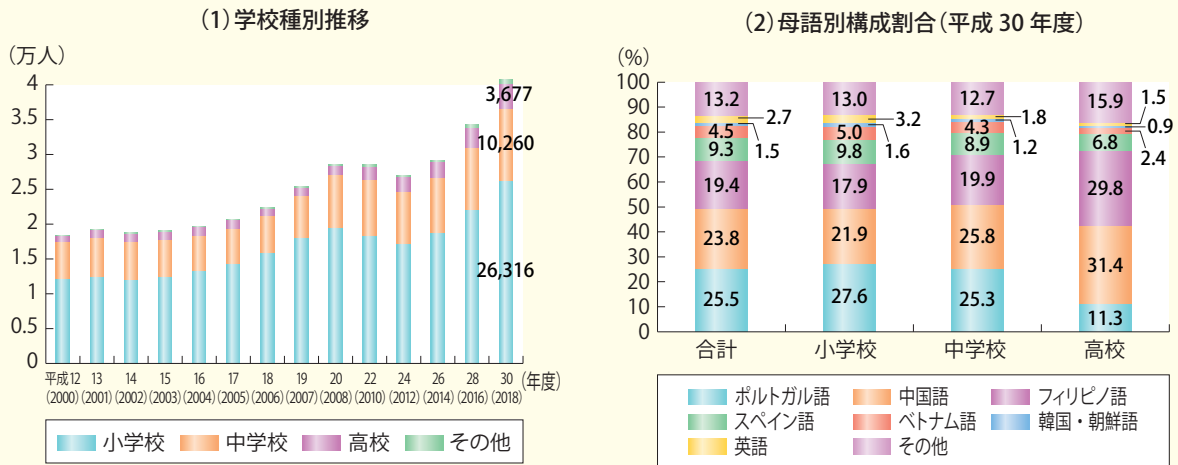
（注）1. 海外勤務者等の子供で、1年を超える期間海外に在留し、当該年度の間帰国した者の数。

2. 中学校と高校の値には中等教育学校前後期課程を含む。

3. 小学校と中学校の値には義務教育学校前後期課程を含む。

第3-39図 日本語指導が必要な外国人の子供

◆日本語指導が必要な外国人の子供は、平成20年度を境に減少していたが、平成26年度以降再び増加している。



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」
 (注) 1. 上記の「その他」とは、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の合計。
 2. 平成20年度からは隔年実施。

外国人には就学義務が課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）や児童の権利に関する条約に基づき、無償で受け入れている。これにより、教科書の無償配布や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れや帰国児童生徒を含む日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実に当たって、以下の取組を行っている。

- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のため、これまで都道府県からの申請に応じて、毎年度の予算の範囲内で措置していた教員の加配定数について、対象児童生徒の数に応じて教員数を算定できるよう、基礎定数化の実施（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を一部改正、平成29年4月施行）
- 独立行政法人教職員支援機構により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導の方法等を主な内容とした指導者養成研修を実施
- 増加する外国人児童生徒等に対する日本語指導や学習支援について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「日本語指導アドバイザー」の派遣を実施
- 教員を中心とする関係者が外国人児童生徒に対し適応指導や日本語指導を行える環境作りを支援するための、「日本語能力測定方法」の活用促進
- 帰国・外国人児童生徒の受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- 就学に課題を抱えている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校などへの就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の促進（学校教育法施行規則を一部改正、平成26年4月施行）

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等（法務省、厚生労働省）

政府では、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月20日外国人材

の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)に基づき、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進することを施策の基本的な考え方として、日本語教育の充実、外国人児童生徒の教育等の充実、地域での安定した就労の支援等に関して各種の施策を推進している。

日系人などの定住外国人等が多く集住する地域のハローワークを中心に、定住外国人等の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修などの支援を行っている。

また、都道府県においては、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する定住外国人を対象に、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

(4) 性同一性障害者等に対する理解促進(文部科学省、法務省)

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、啓発冊子の配布等のほか、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」の法務局・地方法務局等における貸出しやYouTube法務省チャンネルにおいて同ビデオや人権啓発ショートムービー「リングの色～LGBTを知っていますか?～」の配信を行うなど、各種人権啓発活動も実施している(第3-40図)。

文部科学省は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー、教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。平成28(2016)年4月には、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表

し、全国の教育委員会等に周知した。令和元(2019)年度においても、各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象に、引き続き当該資料の周知を図った。また、大学等において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成30(2018)年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。令和元年度においても、学生支援担当の教職員を対象とした会議等を通じて、引き続き当該資料の周知を図った。

第3-40図 人権啓発ビデオ



(出典) 法務省資料